

平成28年度第1回 芦屋市都市計画審議会 会議録

日 時	平成28年5月23日（月） 14：00～15：00
場 所	芦屋市役所 東館3階 大会議室1
出席者	会 長 近藤勝直 委 員 石黒一彦，田中みさ子，羽尾良三，工藤和美，駒井陽次，寺前尊文， 福井美奈子，徳田直彦，平野貞雄，市川和幸，福井尚志 芦 屋 市 山中市長，佐藤副市長，宮内技監，山城都市建設部参事，島津建築指導 課長，都市計画課(事務局)白井都市計画課長，柴田都市計画課係長，加 地都市計画課係員
事 務 局	都市計画課
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	なし

1 会議次第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議 事
 - (1) 委員出席状況報告・会議の成立報告
 - (2) 署名委員の指名
 - (3) 議 題
 - 1) 報告事項
 - ①芦屋市都市計画マスタープランの見直しについて
 - (4) その他
- 4 閉 会

2 提出資料

- 当日配布資料 芦屋市都市計画マスタープラン（概要版）
資料1 芦屋市都市計画マスタープランの見直しについて

3 審議経過

○事務局（白井） それでは、定刻となりましたので、ただいまから芦屋市都市計画審議会を開催させていただきます。私は本日の審議会の進行役を務めさせていただきます都市計画課の白井でございます。この4月より都市計画課長を拝命いたしております。どうぞよろしくお願いいたします。会議に先立ちまして、お手元の資料のご確認をお願いいたします。事前に送付させていただいております「資料」、本日お席の方に、「会議次第」、「芦屋市都市計画マスタープランの概要版」以上を配布させていただいておりますが、揃っておりますでしょうか。それでは、近藤会長様、ご挨拶と引き続き、会の進行をよろしく願いたします。

○近藤会長 みなさんこんにちは。平成28年度第1回ということでございます。よろしくご審議お願いいたします。

まず会議の公開についての取り扱いでございますが、本市の情報公開条例第19条では、一定の条件の場合で委員の3分の2以上の多数により非公開を決定した場合を除き、原則公開としております。この一定条件とは同条例第19条の第1号では、非公開が含まれている事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催するとき、第2号では会議を公開することにより、当該会議の構成または円滑な運営に著しい支障が生じる場合と規定されております。本日の議題につきましては特に非公開にするものはございませんので、公開ということにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、公開ということで進めさせていただきます。

○近藤会長 本日、傍聴希望者はおられますか。

○事務局（白井） 本日傍聴希望者はいらっしゃいません。

○近藤会長 それでは、これより議事に移りたいと思います。まず事務局から本日の会議の成立について、ご報告ください。

○事務局（白井） 本日の出席状況でございますが、委員13名のうち、12名が出席いただいております。過半数を超えておりますので、会議は成立しております。

○近藤会長 次に、本日の会議録の署名委員の指名でございますが、駒井委員と福井美奈子委員のご両名でよろしく願いたします。

次に議事（3）の議題に進ませさせていただきます。本日は会議次第に記載のとおり、報告事項が1件とその他でございます。できる限り円滑な議事進行させていただきたいと思っております。ご協力の程、よろしくお願い致します。

それでは、報告事項としまして、「芦屋市都市計画マスタープランの見直しについて」と題しまして、事務局から説明をお願いします。

○都市計画課（柴田） 都市計画課の柴田でございます。よろしく願いたします。報告事項の議題ということで、都市計画マスタープランの見直しの概要について説明させていただきます。座って説明させていただきます。みなさんのお手元にあります配布資料の1ページ目からが、都市計画マスタープランの見直しについての資料になります。それと概要版のリーフレットを資料として用意しております。説明は片綴じの資料に沿って、見直しの経緯と

見直しに先立っての調査報告、見直しの方針と主な内容、スケジュールの順に説明させていただきます。芦屋市都市計画マスタープランは、今まで以上に芦屋の個性を感じられるように、まちづくりのテーマである「美(び)、快(かい)、悠(ゆう)のまち 芦屋」に願いをこめて、芦屋の優れた自然環境や景観を守り育て、国際文化住宅都市にふさわしい土地利用や、すべての人に優しいユニバーサルデザインのまちづくりを推進することを方針にしています。また、市民、事業者および行政が手を携えてパートナーシップを築き、その力でまちが息づき成長するような方針も示しており、平成 17 年 3 月に計画目標年次を平成 32 年度とする計画の策定をいたしました。資料 1 ページの中段、「見直しの流れ」の図に示しますように平成 17 年に策定した後、都市マスの上位計画である「第 4 次芦屋市総合計画」の策定に伴い、平成 24 年 3 月に改訂を行っております。現在、その改訂がなされてから約 5 年が経過することから、社会情勢の変化への対応を図るとともに、平成 28 年 3 月に策定された第 4 次総合計画の後期基本計画との整合を図るため、経年修正等の見直しを行います。資料 1 ページ下段の「都市計画マスタープランの位置づけ」の図の中で芦屋市都市計画マスタープランが全体構想と、地域別構想から構成されていることがご確認いただけると思います。今回、見直しの検討をするにあたって、現行計画の全体構想の各部分について、総合計画等との整合性や、現行の都市計画マスタープランの進捗状況を把握し、現計画の見直しについて、関係課に対して照会し、意見集約を行っております。関係課への照会は現状の方向性と現計画が整合しているか否か、また、それぞれの計画の進捗状況について、達成しているのか、実施中なのか、あるいは実施に向けて検討中であるのかに分けて、評価をいただいています。また、後期計画等の策定により新たな位置づけを要するものがないかについても確認をいただいています。その調査結果については確認作業を行っている状況ではありますが、この調査から現行都市マスと現状の方向性は、概ね整合が図られていることがわかりました。つきましては、平成 32 年度の目標年次に向けて、計画の実効性を図っていくための見直しを行うこととします。資料 2 ページ「3. 見直しの方針」に示しておりますとおり、次の 3 点に着目し見直しを進めてまいります。一つ目としては、進捗状況を確認し、体系的な欠落、不整合が生じない範囲において達成項目の削除や、進捗状況を反映させた見直しを行います。二つ目としては、後期基本計画における重点施策、重点取組について個別具体の計画等、細部にわたる記載の妥当性について確認を行いながら全体の整合を図りつつ修正を行います。三つ目としては、個別計画との整合が図れていない、又は達成が困難な計画については、要因等を整理した上で今後の課題とし、修正を行います。次に現在把握している調査結果と見直しの方針から全体構想のまちづくり整備方針における、主な見直し内容になると思われる項目を資料 2 ページ中段「4. 主な見直し内容」にあげております。主な見直し内容としては平成 28 年 3 月に策定された後期基本計画を反映させて、都市マスの全体構想のまちづくり整備方針の中のひとつにある「都市景観形成の方針」に関して、「景観計画」など策定した計画に基づき、景観の保全や向上、良好な住宅地景観の形成について計画の見直しを行います。また、平成 28 年 7 月に施行する芦屋市屋外広告物条例に基づいて広告規制誘導、広告景観の形成について見直しを行います。また、「都市施設整備の方針」についても、事業の優先性や財政状況を考慮した効率的な活用や計画的な整備、適正な維持管理による公共施

設の整備について見直しを行います。さらに、見直しの方針でもあげておりますとおり、現行計画に対する進捗評価などを踏まえた経年修正が主な見直し内容となる予定でございます。各整備方針に示された目標項目には、既に達成されたもの、実施中もしくは実施に向けて検討中のもの、未実施のものなどがあります。見直しにあたっては、各施策に関連する課において、これらの進捗状況に対する評価を実施するとともに、現状での課題や今後の対応方針を洗い出し、事業の進捗や新たに策定された計画、課題に応じた修正を行います。上位計画である芦屋市第4次総合計画の後期基本計画が策定されたことから、基本計画におけるまちづくりの目標、各施策を踏まえ、これらとの整合を図りつつ、経年修正を行います。最後に見直しのスケジュールについてでございますが、資料3ページに見直し作業と手続の流れの概略を示しております。また、資料4ページに詳細のスケジュールを示しております。関係各課に照会、ヒアリングなどを行い、兵庫県の意見等も伺いながら素案を作成してまいります。素案ができましたらこの都市計画審議会で再度説明させていただき計画に対するご意見をいただきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

○近藤会長 ありがとうございます。都市計画マスタープランの見直しの方針、ならびにスケジュール等について説明をいただきました。何かご意見質問等ございましたらお願いします。

○平野委員 従前の市議会なんかの他の議題に関連しているんですけど、芦屋市の場合、都市の過密化を防ぐというのが、マスタープランの中にも低層住宅などの保全ということを芦屋市の場合には重点に置いていることとの関係もあるんですけど、文字として出てくるのは市街化の抑制というのがあって、これは市街地の拡大のことですか、面的に拡げないということがあるんですけど、これが芦屋の場合は北の方へと拡げられるけど、ほとんど都市化されているわけで、そういう意味で実質的にはあまりそこは力を入れなくていいのかなと気がしないわけじゃないんですけども、高度利用とかいう県のプランに書いてある土地の有効利用に供する、つまり都市の過密化を招く一つの方向性だと思うんですけど、過密化を防ぐということをもう少し強く押し出してもいいのかなと。実際にはそういう低層住宅などの保全のことが書かれていて、手法としては地区計画が一つあがっていると思うんですけど、もっと強く過密化を抑制するんだというのを押し出すというのが芦屋の個性と言ってもいいんじゃないかという気がするんですけども、意見になったりしましたけれども聞かせていただけたら。

○都市計画課（白井） 委員のおっしゃるように現在の市街化区域から拡大を図らないという記載がございます。過密化ということにつきましては結果論的にはなりますけれども、今後人口減少社会を迎えるにあたって徐々に密度というのは下がっていくだろうと。そういう現状がございますものの、高度利用というところもどういった形で進めていくのかは一方でございますので、今回の見直しの中でそういう部分まで反映するかどうかという話は別になってくるんですけども、今後の課題というところでは検討していかねばという認識はしております。

○平野委員 高度利用を図ることを望んでいるわけではないので。地域の特性も芦屋においても一様でもないので、現に高度利用を図られているところもあるわけですけど、一概に否定

するものではないのですけれども、これ以上の高度利用を進めるということにはブレーキをかけていくということでもいいかなと。できるだけそういうのは抑制していくという意味での過密化を防ぐということ。今回の見直しに入らないとしても芦屋の個性を更に発揮していく上でのシンボリックなテーマというのですかね、今後問題意識をもって反映できればと思います。

○近藤会長 人口集中がずっと続いている過密というのであればこれはある程度避けていかなければいけないですけど、一定の高度化というのは私は賛成でして、それによってオープンスペース等の緑地をつくり出すこともできるわけですから。もちろん眺望等の景観に引っかかるような高さまでというのは申しませんけれども、これはなかなか適度な密度での問題というのは議論は分かれるところだろうと思いますけれども。これは地区を限定してここは高密度高度利用ここは低層でいこうとか切り分けをして、全市的に高密度はだめという話にはならないんじゃないかなと思います。

○徳田委員 人口減少社会に伴う空き家対策。本市の場合、例えば隣の西宮とかと比べて、空き家と言っても事業化できるというものといろんな相続、権利関係の事情で事業化できないものが一番問題であってそこら辺の課題というのは市内見ても、芦屋の場合、私の感覚では全国平均の13.5%までの空き家は無い感はするわけではないですけども、それでも何年も空き家というのは見受けられるので、そこら辺の対策というのは課題の中に盛り込まないのでしょうか。小さすぎるんですかね、課題としては。

○都市計画課（白井） 空き家対策というところも昨今全国的な課題ということで言われておりますので、芦屋の現状がどうかというところはおっしゃるように全国平均から比べれば低いのかなというところはあるんですけども、その点につきましても将来的な課題となってくると思いますので、今後の都市マス改訂の中で謳えるかどうかというところも動きを見まして検討をしたいと思います。

○近藤会長 将来的とはかなり近い将来的だと思いますよ。

○都市計画課（白井） 芦屋市がどのくらいの速度で進んでいくのかというところも見極めていかないといけないかなと思っております。

○徳田委員 それともう一点、うちの市の場合は震災もあってということもありますし、従前からきっちりしているほうだと思いますけれども、既存不適格になりそうな建築物、現状でもやはり芦屋浜地域の一部の町では県が開発した戸建て住宅でも接道要件に課題のある物件がありますね。そういった物件の築年数的に見ても今後も建替えとかが発生すると思いますし、売主さんからはそういったところで評価が低くなっているという話も聞きます。それと敷地面積規制で分割して再建築が不可になる連棟、この問題もありますね。そこらへん国際文化住宅都市としていくわけですから、本来であれば建てるときに建築指導でもう一つステップアップして事業主に言わなければならないこととか、物件の販売の際に購入者によく注意して買っていただかなければならないこととかあつたりすると思うんですね。そういうことも含めて再建築不可になりそうな物件は細かな話になるんですけど、必ず発生してきますのでこれに対することも一つ課題として認めていただければと思います。

○副市長 今回申し上げた5年というのは主に振り返りと時点修正と中身の点検になるんです

けど、それをなぜ行うのかというのは先ほどおっしゃったように今後の都市計画をどうしていくかという先見性が無いと振り返る意味がないと思いますので、例えば5年を経過したその時点の経緯と、芦屋で言うとシーサイドタウンが40年を超えるオールドニュータウンになり、接道の問題あたりに存在する課題も明らかになっている。それは常に念頭に置きながら、見直しを今回していく必要があるのではないかとことは話し合っています。空き家の問題もそうですね。住宅マスタープランがおっつけ見直しになるんですが、これを待つことなく、例えばこれを見直すということは、その基盤となる都市計画マスタープランにその観点と考察が入っておりませんとこれを見直せませんので、そのことも意識しながら今回はやらせていただいているということになります。

- 田中委員 資料2ページの3番の見直しの方針の(3)なんですけど、達成困難な計画の削除・見直しというのが入っていて、どういう評価基準で削減してとか、手順とかをしっかりとさせていただくと、じゃあやめたらそれでおしまいなのかとか、その次はどうするのかなどいろいろあると思うんですけども、特に社会情勢の変化というのは予算の問題とかいろいろな達成困難な要素もあるので、それはまず最初からきちっと決めてからやっていただけたらなと思います。計画として決めたものなので、あんまり短絡的に削除になさらないでいただきたいかなと。
- 都市計画課(白井) 項目として達成困難な計画の削除というように書いておるんですけど、ただ単に困難であるから削除するというのではなく、何が課題になって実施できていないのかというところの整理もした上で、課題が解決すれば実施できるものであればそういった記載に直させていただきたいと思います。個別計画との不整合というところがですね、社会情勢の変化への対応になるかなと思っているんですけども、今現在策定されております分野別計画といいますか市の個別計画を基に記載について検討したいと考えております。
- 近藤会長 削除と書いていますけど、達成困難な計画の取扱いだとかということだと思います。1番のほうはもう達成してしまった項目については取りましょうと。
- 都市計画課(白井) 基本的には削除ということで考えておるんですけど、マスタープランの構成の中で削除してしまうと元々の意義がわからなくなってしまうのであれば残すというような形になると思います。
- 近藤会長 別に120%達成してもいいわけだから、達成したからはいサヨナラということでもよいと思います。
- 石黒委員 関連したところで3の(3)個別計画との不整合ということについて、これは個別計画が変更されたから不整合が発生したという理解でよろしいでしょうか。
- 都市計画課(白井) そうですね。もちろん元々の都市マスの方針というものは抑えつつということにはなりますけれども、それをもってやはり方向性が違うなという部分がありましたら修正するというように考えております。
- 石黒委員 最初から不整合があったわけではなくいつのまにか不整合が発生してしまったわけですね。不整合というと別の問題になってくるので。なぜ不整合が発生したかということを次回かどこかの段階で説明いただきたいというのと、不整合が発生したから、そういう場合は個別計画の方を直すべきという考え方もできると思うんですが、こちらを優先して個別

計画を、どちらを直すべきだというそもそも論としてあるべきだと思います。そのあたりの検討も合わせてしていただけたらいいかと思います。

○都市計画課（白井） 補足になりますけれども、基本的には不整合というのはほぼ無いというふうを考えておりました、もしそういう項目があれば、またご説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○寺前委員 本市のまちづくりの中で今後課題として、老朽化した集合住宅への対応ということも含まれてくると思うんですが、具体的な例を挙げますと浜地域の高層住宅、これが先ほど副市長もおっしゃられたように築 40 年を経まして、新たなまちづくりのデザインとして加えていく必要があるのかと感じています。バリアフリーの観点からしても、大きな課題がある建物でもありますし、また、まちの景観形成という部分でもあの当時は先進的で流行りだったのかもしれませんが、この芦屋の土地で果たして似つかわしいデザインなのかということに対しては個人的には疑問を感じている部分もありますし、そういうお声も聴きます。ですから新たな都市計画マスタープランの作成にあたっては、高層地区における新たな方向性を示す時期にかかっているのではないかと思うんですが、そのあたりのご見解を聞きたいと思っておりますのと、あと南芦屋浜のまちづくりの観点で涼風町東地区の分譲が完全に止まっている状況になっていると思うんですね。低層住宅としての用途が定められているんですが、昨今の戸建て住宅の販売低迷ということを考えますと、中層住宅も含めた弾力的な運用というのにも必要になってくるのではないかなと思うんですが、そのあたりについての見解もお願いします。

○都市計画課（白井） まず芦屋浜のシーサイドにつきましては今後まちづくりにおける大きな課題となってくると認識していますが、今回につきましては5年の経年修正という形になりまして、当然今後どういった形で対応していくのかということは考えていかなければならないという認識はございますけれども、そういったところも踏まえつつどこまで表現できるかわかりませんが、今回の改訂でも認識を持ちつつ作業を進めていきたいと考えております。あと、南芦屋浜の涼風町東地区につきましては、県の潮芦屋プランのほうでも低層住宅として整備していくという形になっておりますので、まずはそういった方向で進めていくと。現状分譲が停滞している状況ではございますけれども、やはり低層として開発していくという動きには変わりございませんので、その進捗を見ながら状況に応じた対応が必要になってくるのかなと考えております。

○福井美奈子委員 今回の主な見直し内容の中で後期基本計画の反映ということで、都市施設整備の方針という中におきまして、細かな要望になるかと思うんですが、今後の超高齢化時代に向けてバリアフリー化ということに関して申し上げたいと思います。高齢者や障がいのある人や子供も含めてあらゆる方が安全に安心して、かつ快適に施設利用が今後できるような環境づくり、今までも取り組んでこられていると思うんですが、このバリアフリー化の視点ということ、また平成 32 年に向けての高齢化率などにも対応しながら、今まで以上にこの部分に関しての目配りということ、芦屋市というのは大変コンパクトな街ですのであらゆるところに目配りをしていただきたいなということをお願いしたいと思いますのでお願いします。

- 駒井委員** 今回、経年修正で見直されるということですが、目標年次平成 32 年度に向けて平成 17 年に当初策定されて今に至る理想といいますか、目標と言いますか、まちづくりに対して、芦屋市としてどれほど今、達成できている手応えを持っているのか、32 年に向けてあとどれほど力を入れて目標に近づけようとしているのかというようなある程度、感覚論になるのかもしれないですけど、もう少し聞かせ願えたらと思います。
- 都市計画課（白井）** どの程度達成できているかというところにつきましては、当初の計画につきましては数値目標みたいなものを掲げておいたわけではございませんので、なかなか測るところは難しいのかなと考えておるんですけども、今回、進捗評価というものも一定行っておりますのでそれに基づいて、現在達成できていない項目については今後更に達成が図られるように、実効性を高めていくのが今回の改訂の目的でもございますので、当初の方針をできるだけ達成できるような方向での計画を作りたいと考えております。
- 工藤委員** 見直し内容の（1）の①、景観形成の方針がありますね。今まで策定された計画、それから屋外広告物条例ということで、大体総合計画を反映していると思いますが、景観計画に関してもしっかりされているのはわかりますし、更に屋外広告のほうも実際に実行していくということはある程度覚悟がいるし、やっていくということの基礎になる方針になります。そういうところが市民の皆さまとしっかり共有できるように実行するという思いも込めてしっかり位置付けていただけたらと思います。
- 近藤会長** その他無いようでしたらこれで終わりたいと思います。その他事務局からご報告があればお願いしたいと思います。
- 事務局（白井）** 事務局からは二点ございまして、一点目は次回、平成 28 年度第 2 回都市計画審議会を 7 月下旬ごろに開催したいと考えております。なお審議案件の進捗状況により日程が前後する可能性がございますが、改めてご連絡を差し上げますので、よろしく願いいたします。二点目ですが、現在の委員任期につきましては 5 月 31 日をもちまして満了することとなります。これに伴いまして本日の審議会をもって知識経験者の内、田中委員、駒井委員、また市民委員の福井委員が退任されることとなりました。田中委員におかれましては 12 年間、駒井委員は 4 年間、福井委員は 2 年間でございますが、これまでご審議にご協力いただき、まことにありがとうございます。それでは恐れ入りますが田中委員から簡単にご挨拶をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- 田中委員** 12 年間気が付けばあっという間に過ぎたのかなと思っておるんですけど、その頃はまだ震災の影響が少しありまして動かれてたんですけど、今は未来に向けて次のまちをどうしていこうかという話が主になっていて変わってきたなと思います。委員を離れましても芦屋市のことについては期待を込めて見守っていきたいと思いますので頑張っていきたいと思います。ありがとうございます。
- 事務局（白井）** ありがとうございます。続いて駒井委員よろしく願いします。
- 駒井委員** みなさんお世話になりました。私は一般社団法人芦屋青年会議所の理事として、ここに出席させていただきまして 4 年間お世話になりました。私自身、青年会議所を卒業しますので、次回からは別の理事のメンバーがこちらにお世話になることとなります。私自身青年会議所でまちづくり、民間の一市民として自分たちなりに街をどうしていけば、という

ことを団体としてもいろいろ活動しております。その中で、周りの市町村の青年会議所の仲間がおりまして、芦屋市は特に自分たちで街をよりよくしようというところで特化したというか、自分たちの街を見つめて、自分たちらしいまちづくりをしている街だよねというような評価をされております。僕たちもそれを誇りに思いますし、そういったところをしっかりと作っていくところに少しでも携われたことが私の財産にもなりますし、ここを離れましても私自身芦屋の街がよりよくなるように少しでも微力ながら協力できたらなと思いますし、また今後ともお世話になると思いますのでよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○事務局（白井） ありがとうございます。引き続き、福井委員よろしく申し上げます。

○福井尚志委員 2年間いろいろ勉強させていただきましてありがとうございます。やはりこの審議会、私も花と緑の仕事をしておりますので、すごく芦屋という街は他の街を比べて花緑が多い街だというふうに感じております。微力ながら今度は芦屋市に花と緑で恩返ししたいなと思います。ありがとうございました。

○事務局（白井） ありがとうございます。それでは市長よりご挨拶をさせていただきます。

○山中市長 みなさんこんにちは。本日はご多忙の中、都市計画審議会にご出席いただき、熱心にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。本日の審議会をもって、今期の委員任期が満了ということですが、田中委員、駒井委員、福井委員におかれましては、今期をもって退任されることになりました。田中委員におかれましては、平成16年6月、当審議会委員にご就任をいただき、12年の長きにわたり、本市の都市計画に関わっていただきました。ご就任いただいた平成16年度には、本市のまちづくりの方針となります、芦屋市都市計画マスタープランのご審議をしていただきまして、平成23年度にはその見直しにも関わっていただきました。それからこの12年の間に15地区もの新たな地区計画の決定することができましたし、また、平成20年度からは景観地区の決定や景観計画の策定にもご審議をいただきました。近年では都市計画道路等の変更等についてなど、多岐にわたり都市計画に係るご審議をいただきました。ありがとうございます。駒井委員におかれましては芦屋青年会議所からということでございましたけれども、この4年間、本市の都市計画に関わっていただき、地区計画の決定や、景観計画の策定、長期未着手都市計画事業の見直し等、ご審議をいただきました。ありがとうございます。福井委員におかれましては、公募による市民委員として市民の立場から2年間でございますけれども、地区計画の決定や、景観計画の策定等、まちづくりに関するご審議をいただきました。花と緑を大事にする芦屋市としてこれからも一市民のお立場としてよろしく申し上げます。3人の先生方、本当にありがとうございました。

○事務局（白井） 事務局からは以上です。

○近藤会長 それでは、本日の都市計画審議会はこれにて閉会とします。ありがとうございました。

— 閉 会 —